

議第 1 号

三条市職員定数条例の一部改正について

三条市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市職員定数条例の一部を改正する条例

三条市職員定数条例(平成17年三条市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(消防機関の職員の定数に係る経過措置)

2 第2条第7号の規定にかかわらず、当分の間、同号に掲げる定数を超えて消防機関の職員を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議会議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議会議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和5年12月に支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 2 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 5 条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 165 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

議第 3 号

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三条市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(三条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三条市職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の52.5」に、「100分の57.5」を「100分の62.5」に改める。

第16条の7の3の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項」を「第26条の7(同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第19条第1項及び第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100

16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400

39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200			
87	247,200	293,800	341,000	379,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000			
89	248,000	294,400	341,700	380,400			
90	248,500	294,800	342,100	380,900			
91	248,800	295,100	342,600	381,300			
92	249,100	295,500	343,000	381,700			
93	249,400	295,700	343,200	382,000			
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				

108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考（ア及びイ共通） この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用す

る。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100
5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300

16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500

39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300

62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	

85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800		
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			
104	313,500	337,800	364,000	390,300			
105	314,300	338,900	365,200	390,600			
106	314,900	340,000	365,700	391,000			
107	315,500	341,000	366,300	391,500			

108	316,100	342,000	366,900	391,800			
109	316,600	343,200	367,500	392,100			
110	317,100	344,200	368,000	392,600			
111	317,500	345,200	368,500	393,100			
112	318,000	346,100	369,000	393,600			
113	318,800	347,000	369,400	393,900			
114	319,500	347,900	369,800	394,400			
115	320,200	348,900	370,400	394,900			
116	320,800	349,900	370,900	395,400			
117	321,400	350,900	371,300	395,700			
118	322,200	351,300	371,800	396,200			
119	322,900	351,900	372,400	396,700			
120	323,700	352,500	372,900	397,200			
121	324,300	352,800	373,100	397,600			
122	324,600	353,200	373,600	398,100			
123	325,100	353,700	374,100	398,500			
124	325,600	354,100	374,500	399,000			
125	325,900	354,500	375,000	399,400			
126		354,900	375,500				
127		355,400	376,000				
128		355,800	376,500				
129		356,200	376,800				
130		356,600	377,300				

131		357,000	377,800				
132		357,400	378,300				
133		357,600	378,600				
134		358,100	379,100				
135		358,500	379,500				
136		358,800	379,900				
137		359,100	380,200				
138		359,500	380,700				
139		360,000	381,200				
140		360,500	381,700				
141		360,800	382,000				
142		361,300					
143		361,800					
144		362,300					
145		362,600					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

第4条 三条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に、「100

分の 127.5」を「100 分の 122.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 60」に改める。

第 18 条第 1 項第 1 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第 2 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 19 条第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による改正後の三条市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の三条市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第 4 条第 2 項の規定及び改正後の職員給与条例第 16 条の 5 第 2 項の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の三条市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和 5 年 12 月に支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 5 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第 3 条の規定による改正前の三条市職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和 5 年 4 月 1 日以降に支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 3 号参考

三条市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 4 条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 165 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

三条市職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料）

- 第 2 条 給料は、三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 35 号。以下「勤務時間条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

（勤勉手当）

第 16 条の 5

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉

手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 97.5（特定管理職員にあっては、100 分の 117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5（特定管理職員にあっては、100 分の 57.5）を乗じて得た額の総額

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

第 16 条の 7 の 3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において準用する災害対策基本法第 32 条第 1 項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第 19 条 技能労務職員（次項に規定する技能労務職員を除く。）に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。

2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

3 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された技能労務職員に支給する給与の種類は、前項の規定にかかわらず、給料、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。

別表第 1（第 3 条関係）

一般行政職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400

12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600

58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800		

81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,500	292,400	339,500	378,200			
87	245,100	292,700	340,000	378,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000			
89	246,100	293,400	340,700	379,400			
90	246,600	293,800	341,100	379,900			
91	246,900	294,100	341,600	380,300			
92	247,300	294,500	342,000	380,700			
93	247,600	294,700	342,200	381,000			
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				

104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考(ア及びイ共通) この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 3 条関係)

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700

12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100

35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800

58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	

81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700		
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			

104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				

127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				
131		356,000	376,700				
132		356,400	377,200				
133		356,600	377,500				
134		357,100	378,000				
135		357,500	378,400				
136		357,800	378,800				
137		358,100	379,100				
138		358,500	379,600				
139		359,000	380,100				
140		359,500	380,600				
141		359,800	380,900				
142		360,300					
143		360,800					
144		361,300					
145		361,600					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則
（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

議第 4 号

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三条市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号参考

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（特定教育・保育の取扱方針）

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

（特別利用教育の基準）

第 36 条

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第 1 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教

育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

議第 5 号

三条市立児童館条例の一部改正について

三条市立児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市立児童館条例の一部を改正する条例

三条市立児童館条例(平成17年三条市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ゆたか」を「豊か」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」を「市長が必要と認めた」に改め、同条を第3条とする。

第6条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」を「市長が必要と認めた」に改め、同条を第4条とする。

第7条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第12条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 5 号参考

三条市立児童館条例（抜粋）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として三条市立児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、児童館に関して、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の利用の許可に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用時間）

第5条 児童館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用）

第7条

2 指定管理者は、児童館を児童の遊びに利用させる場合においては、必要により児童に対し遊びの個別的又は集団的指導を行うものとする。

(利用の許可)

第 8 条 児童館を利用しようとする児童その他のものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第 10 条 児童館の利用者は児童館において、次に掲げる行為をしてはならない。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が児童館の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し児童館の利用の許可を取り消し、又は児童館から退去させることができる。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、指定管理者が児童館の管理上必要があると認めた場合

(市による管理)

第 13 条 三条市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年三条市条例第 9 号)第 9 条の規定により市長が施設の管理の業務を行う場合にあっては、第 5 条から第 8 条まで、第 10 条及び第 12 条の規定を準用する。この場合において、第 5 条ただし書及び第 6 条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」とあるのは「市長が必要と認めた」と、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 10 条第 3 号及び第 12 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

議第 6 号

三条市公民館条例の一部改正について

三条市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市公民館条例の一部を改正する条例

三条市公民館条例(平成17年三条市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表三条市本成寺公民館月岡分館の項を削る。

別表本成寺公民館月岡分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 6 号参考

三条市公民館条例（抜粋）

（分館の設置）

第 3 条

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三条市中央公民館上林分館	三条市栗林 1197 番地 1
三条市中央公民館保内分館	三条市上保内乙 471 番地
三条市井栗公民館旭分館	三条市柳場新田 1610 番地
三条市本成寺公民館月岡分館	三条市月岡三丁目 15 番 25 号
三条市大島公民館須頃分館	三条市上須頃 868 番地

別表（第 11 条、第 13 条関係）

館別	区分	1 時間当たりの使用料等
中央公民館	和室（東ノ間）	300 円
	和室（中ノ間）	
	和室（西ノ間）	
	工作実習室	400 円
	美術実習室	
	第一会議室	
	第二会議室	
	音楽視聴覚室	700 円
講義室		

	大集会室	
	大ホール	3,200 円
嵐南公民館	大集会室	1,400 円
	大会議室	300 円
	会議室	
	和室 1	
	和室 2	
	プレールーム	500 円
三条東公民館	多目的ホール 1	1,300 円
	多目的ホール 2	800 円
	会議室	300 円
	和室	
井栗公民館	大集会室	500 円
本成寺公民館	講義室	300 円
大島公民館	和室	200 円
	料理実習室	
下田公民館	多目的ホール	1,000 円
	会議室	400 円
	和室	
中央公民館	会議室	50 円

上林分館	和室	
	料理実習室	
	体育館	
中央公民館	会議室	50 円
保内分館	和室	
井栗公民館	会議室	50 円
旭分館	和室	
	料理実習室	
本成寺公民館	会議室	50 円
月岡分館	和室	
大島公民館	会議室	50 円
須頃分館	和室	

備考

- 1 使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の10倍の額の使用料等を徴収する。

議第 7 号

三条市歴史民俗産業資料館条例の一部改正について

三条市歴史民俗産業資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市歴史民俗産業資料館条例の一部を改正する条例

三条市歴史民俗産業資料館条例（平成 17 年三条市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 19 条とする。

第 9 条中「第 7 条まで」を「第 12 条まで（第 10 条第 2 項を除く。）、第 14 条及び第 15 条」に改め、「認めた」との次に「、第 8 条及び第 9 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 10 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」とあるのは「使用料を」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第 4 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第 12 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「指定管理者が既に収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第 2 号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 14 条第 1 項ただし書及び第 15 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と」を加え、同条を第 18 条とする。

第 8 条中「入館者は、」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に改め、同条を第 17 条とし、第 7 条の次に次の 9 条を加える。

（使用の許可）

第 8 条 別表に掲げる施設（以下「貸施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸施設の使用を許可しない。

- (1) 使用の目的が第1条に掲げる目的に資するものでないとき。
- (2) 施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

(利用料金)

第10条 第8条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者が既に收受した利用料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の取消しの申出をした場合で、指定管理者が正当な事由があると認めたとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第 13 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第 14 条 使用者は、貸施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けた場合に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 16 条 使用者は、貸施設の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 8 条、第 10 条関係)

三条市歴史民俗産業資料館別館文化芸術ギャラリー

区分	1 時間当たりの利用料金
ギャラリー 1	200 円
ギャラリー 2	300 円

備考

- 1 使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の 10 倍の額の利用料金を徴収する。

附 則

この条例は、三条市歴史民俗産業資料館条例の一部を改正する条例（令和 2 年三条市条例第 30 号）の施行の日から施行する。

議第 7 号参考

三条市歴史民俗産業資料館条例（抜粋）

（損害の賠償）

第 8 条 入館者は、故意又は過失により建物、設備又は資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（市による管理）

第 9 条 三条市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年三条市条例第 9 号）第 9 条の規定により市長が資料館の管理の業務を行う場合にあつては、第 5 条から第 7 条までの規定を準用する。この場合において、第 5 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 6 条ただし書及び第 7 条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」とあるのは「市長が特に必要と認めた」と読み替えるものとする。

議第 8 号

三条市塚野目野球場条例の一部改正について

三条市塚野目野球場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市塚野目野球場条例の一部を改正する条例

三条市塚野目野球場条例（平成 25 年三条市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号参考

三条市塚野目野球場条例（抜粋）

附 則

（条例の失効）

- 2 この条例は、平成 36 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議第 9 号

三条市体育文化会館の指定管理者の指定について

三条市体育文化会館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市荒町二丁目1番3号

一般社団法人三条市スポーツ協会・一般社団法人三条まちづくり会社

代表者 一般社団法人三条市スポーツ協会

会長 中 條 耕太郎

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

三条市槻の森齋苑の指定管理者の指定について

三条市槻の森齋苑の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

広島県広島市中区本川町二丁目1-9

株式会社日本齋苑

代表取締役 渡 部 彰

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

三条鍛冶道場の指定管理者の指定について

三条鍛冶道場の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市東本成寺 27 番 16 号

株式会社タダフサ

代表取締役 曾 根 忠 幸

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

三条市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

三条市勤労青少年ホームの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

新潟市中央区新光町6番地2

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会

理事長 牧 野 茂 夫

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

三条市白鳥の郷公苑の指定管理者の指定について

三条市白鳥の郷公苑の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市森町 1553 番地 4

森町白鳥の郷公苑管理組合

組合長 齋 藤 幸 男

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第 14 号

三条市農業体験交流センターの指定管理者の指定について

三条市農業体験交流センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市若宮新田 697 番地 1

MS ネットワーク

代表者 株式会社丸富

代表取締役 柴 山 昌 彦

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第 15 号

三条市かわまち交流拠点施設の指定管理者の指定について

三条市かわまち交流拠点施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市北新保一丁目20番18号

特定非営利活動法人NPOさんじょう

理事長 田 代 勝 巳

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第 16 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、令和 6 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のよう
に変更する。

別表第 1 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

別表第 2 の 1 の項から 6 の項までの規定中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 16 号参考

新潟県市町村総合事務組合格約（抜粋）

別表第 1（第 2 条関係）

新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合

別表第 2（第 3 条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
<p>1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給</p>	<p>村上市、燕市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越地域消防事務組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事</p>

	<p>務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合</p>
<p>2 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 3 項の規定による公平委員会の設置</p>	<p>小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>3 地方公務員法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の権限</p>	<p>小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田</p>

	<p>上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>4 地方公務員法第 17 条の 2 第 2 項に規定する職員の採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</p>	<p>村上市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施</p>

	設組合
<p>5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</p>	<p>長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合</p>
<p>6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事</p>

	務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、五泉地域衛生施設組合、新潟県中東福祉事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村
8 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、粟島浦村、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合
9 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上

<p>防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償</p>	<p>市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、栗島浦村、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合</p>
<p>10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村</p>
<p>11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村</p>
<p>12 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿</p>

<p>非常勤消防団員に係る退職報償金の支給</p>	<p>賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、粟島浦村、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合</p>
<p>13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越地域消防事務組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合</p>
<p>14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、粟島浦村、上越地域消防事務組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合</p>
<p>15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見</p>

<p>共済</p>	<p>附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村</p>
<p>16 新潟県自治会館の設置及び管理運営</p>	<p>新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村</p>

議第 17 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

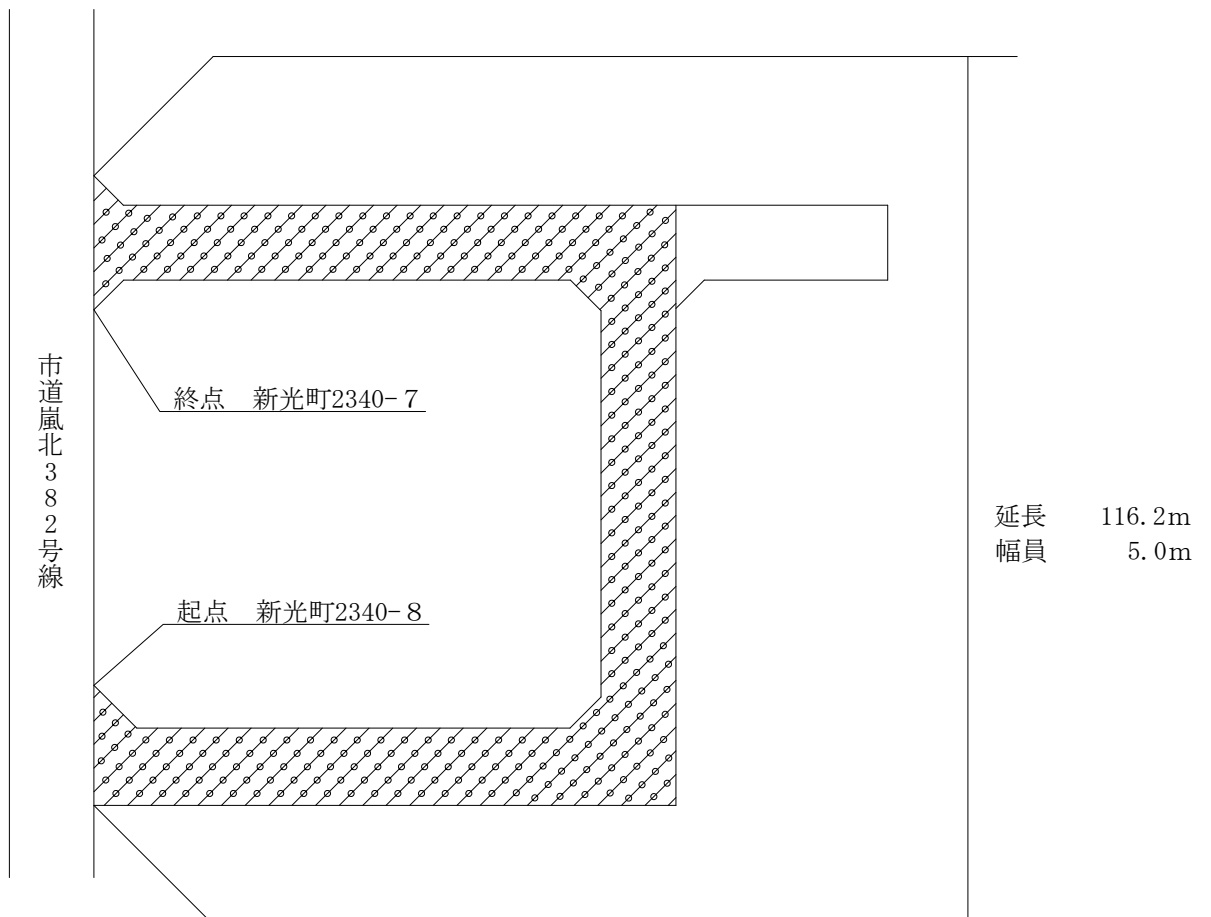
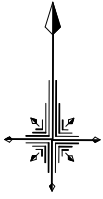
三条市長 滝 沢 亮


記

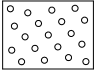
認定路線

路線番号	路線名	起	点	延長 m	幅員 m	添付図
		終	点			
嵐北531	新光町531号線	新光町2340- 8		116.2	5.0	1
		新光町2340- 7				
嵐南447	東新保447号線	東新保767- 1		106.6	6.0	2
		東新保782- 7				
嵐南448	東新保448号線	東新保783-29		227.0	6.0~6.1	3
		東新保783-29				
嵐南449	島田449号線	島田二丁目397- 5		37.0	5.1~5.5	4
		島田二丁目395- 5				
井栗263	塚野目263号線	塚野目一丁目426- 3		90.2	6.0	5
		塚野目一丁目426- 7				
井栗264	塚野目264号線	塚野目一丁目214-12		86.4	6.0~6.1	6
		塚野目一丁目214-14				
本成寺375	月岡375号線	月岡二丁目198- 4		121.8	5.6~6.0	7
		月岡二丁目198- 8				
計				785.2		

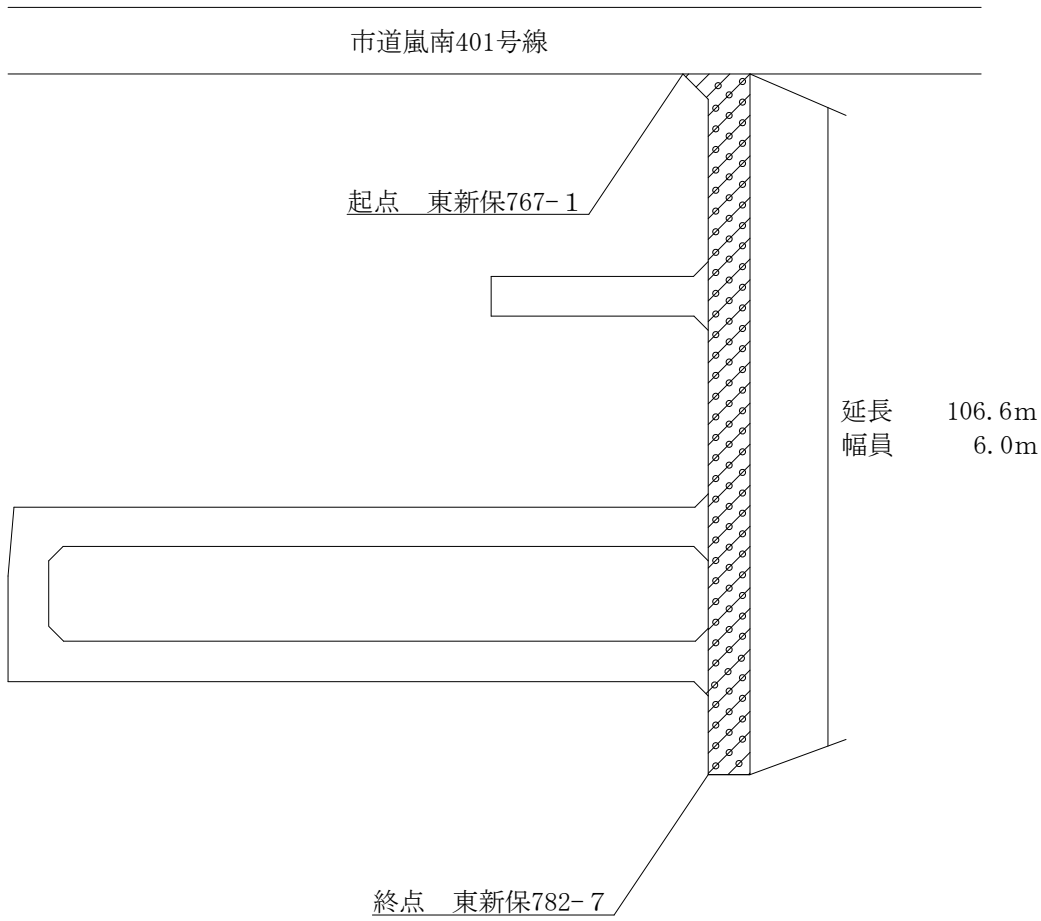
添付図 1 市道新光町531号線

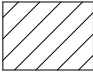


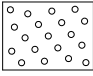
凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

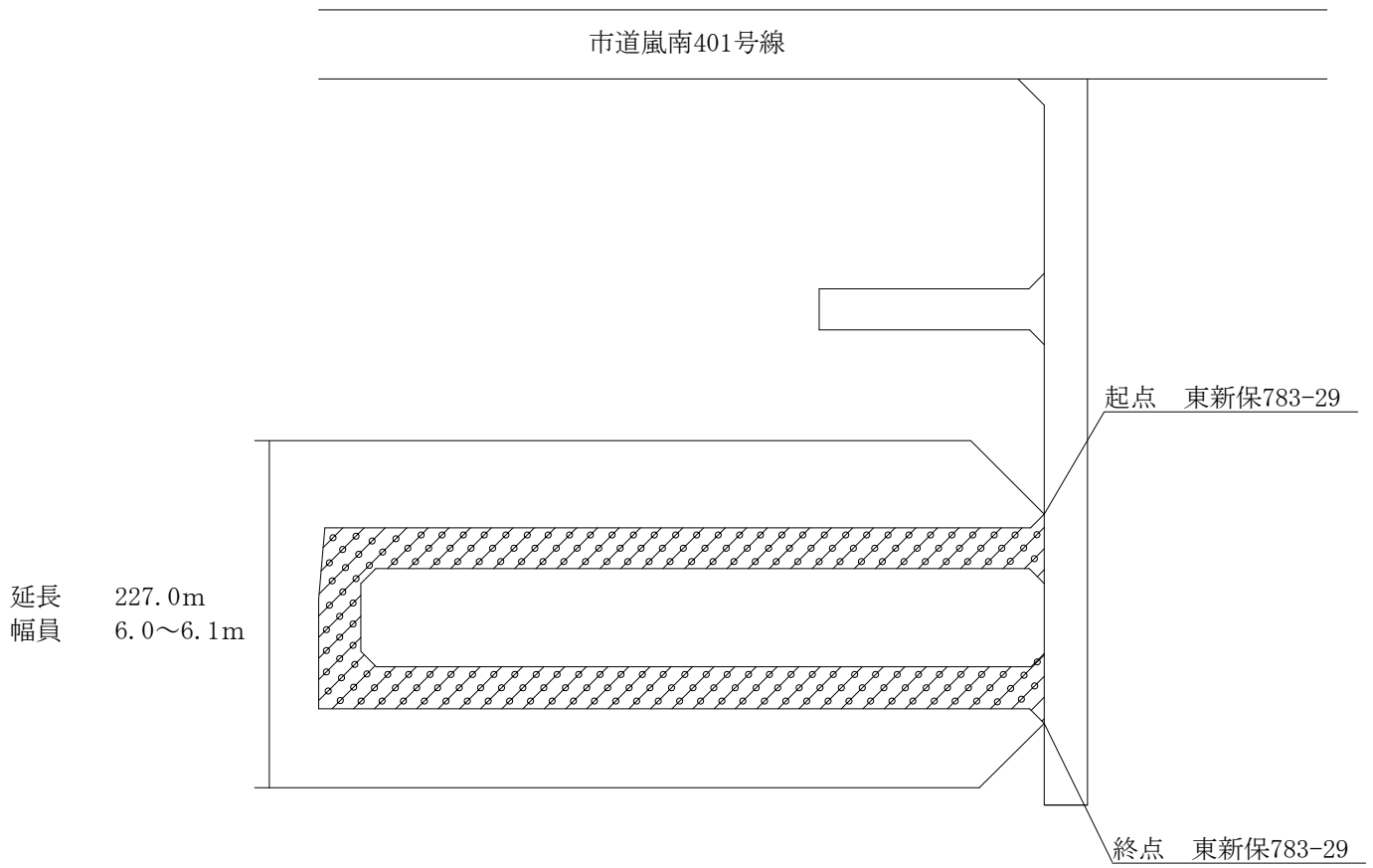
添付図 2 市道東新保447号線



凡例

市道路線に 認定する区間

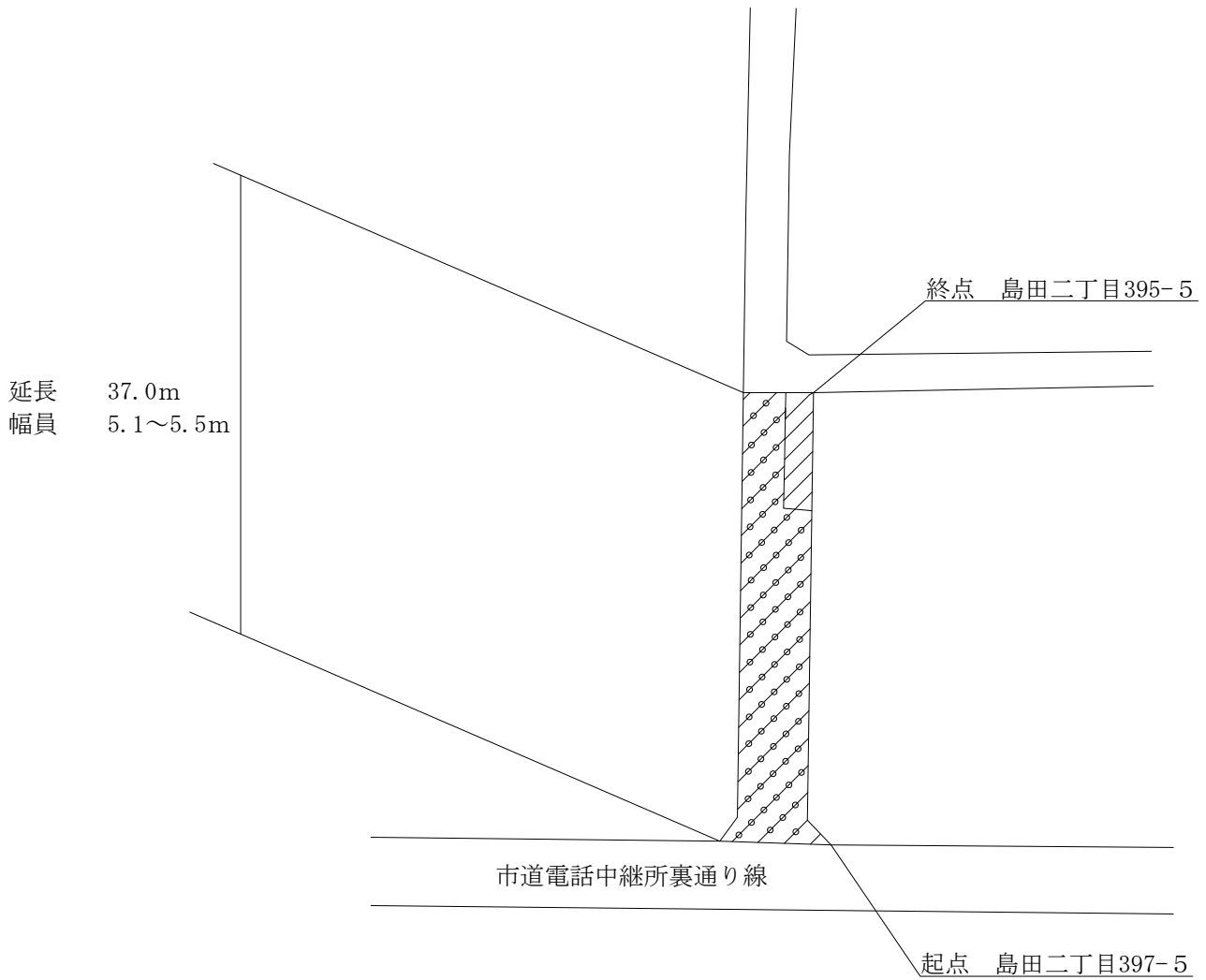
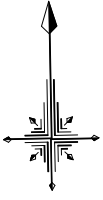
凡例

舗装済区間


添付図3 市道東新保448号線

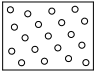


凡例	凡例
市道 認定する区間	舗装 済区間

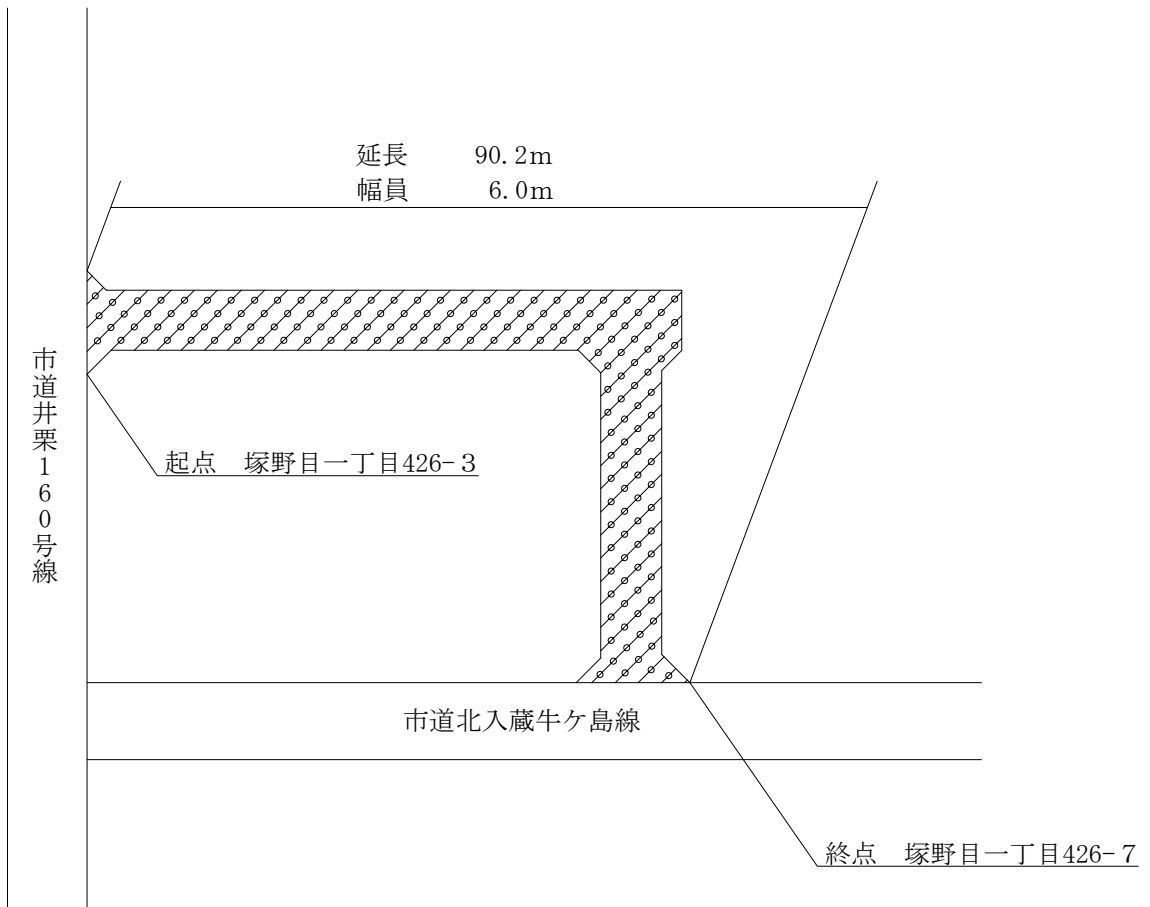
添付図 4 市道島田449号線




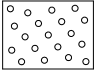
凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

添付図 5 市道塚野目263号線



凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

添付図 6 市道塚野目264号線




起点 塚野目一丁目214-12

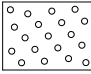
終点 塚野目一丁目214-14

市道塚野目笠原3号線

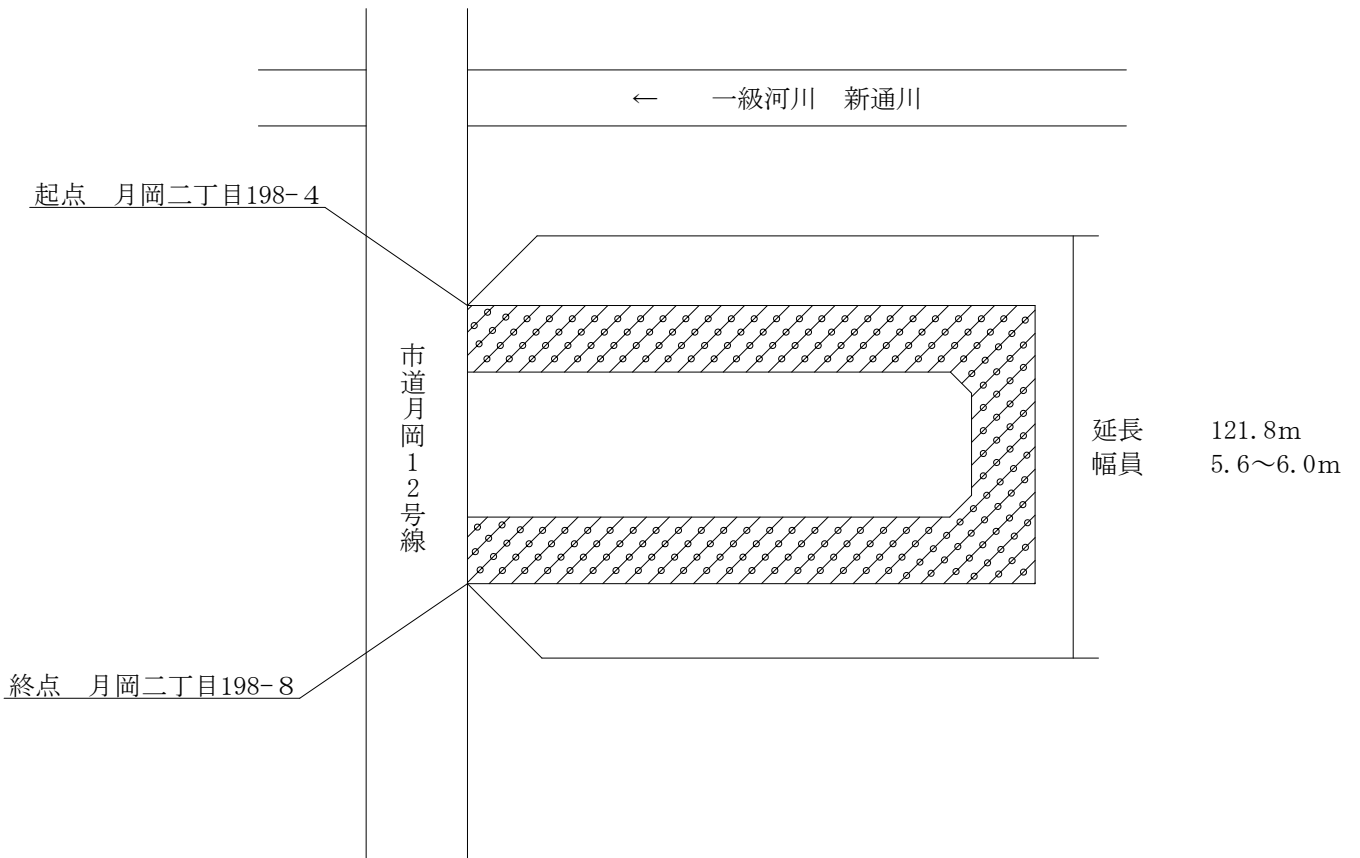
市道井栗160号線

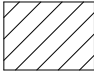
延長 86.4m
幅員 6.0~6.1m

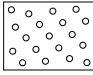
凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

添付図 7 市道月岡375号線



凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 動 産 名 | 大型モニター |
| 2 動産の規格 | 大型モニター65型（スタンド付） |
| 3 取 得 数 量 | 155台 |
| 4 取 得 金 額 | 18,073,000円 |
| 5 契 約 者 | 三条市興野三丁目1番23号
株式会社平野屋 三条営業所
営業所長 太刀川 詳 治 |

令和5年度三条市一般会計補正予算

令和5年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,363,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,691,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,831,230	千円 592,509	千円 11,423,739
	1 地方交付税	10,831,230	592,509	11,423,739
15 国庫支出金		6,497,492	44,412	6,541,904
	1 国庫負担金	4,295,296	44,412	4,339,708
16 県支出金		3,069,536	△26,456	3,043,080
	2 県補助金	1,087,490	△26,456	1,061,034
17 財産収入		61,705	426	62,131
	1 財産運用収入	61,692	426	62,118
18 寄附金		640,778	1,576,421	2,217,199
	1 寄附金	640,778	1,576,421	2,217,199
19 繰入金		7,880,923	175,816	8,056,739
	1 基金繰入金	7,880,923	174,286	8,055,209
	2 特別会計繰入金		1,530	1,530
歳 入 合 計		51,328,572	2,363,128	53,691,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 247,892	千円 1,807	千円 249,699
	1 議会費	247,892	1,807	249,699
2 総務費		6,419,077	2,305,163	8,724,240
	1 総務管理費	5,767,235	2,309,745	8,076,980
	2 徴税费	392,243	△6,131	386,112
	3 戸籍住民基本台帳費	168,990	1,549	170,539
3 民生費		14,828,865	△21,400	14,807,465
	1 社会福祉費	7,057,666	△26,957	7,030,709
	2 児童福祉費	6,823,776	4,931	6,828,707
	3 生活保護費	940,615	626	941,241
4 衛生費		4,362,842	52,990	4,415,832
	1 保健衛生費	2,729,746	47,614	2,777,360
	2 清掃費	1,633,096	5,376	1,638,472
5 労働費		193,668	△792	192,876
	1 労働諸費	193,668	△792	192,876
6 農林水産業費		1,117,670	6,688	1,124,358
	1 農業費	1,047,158	6,638	1,053,796
	3 水産業費	599	50	649
7 商工費		2,247,237	△7,685	2,239,552
	1 商工費	2,247,237	△7,685	2,239,552
8 土木費		5,740,481	2,437	5,742,918
	1 土木管理費	580,697	555	581,252
	2 道路橋梁費	2,463,213	244	2,463,457
	4 都市計画費	2,257,280	1,525	2,258,805

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住宅費	千円 121,803	千円 113	千円 121,916
9 消防費		1,653,898	6,150	1,660,048
	1 消防費	1,653,898	6,150	1,660,048
10 教育費		4,619,143	17,770	4,636,913
	1 教育総務費	834,376	6,730	841,106
	2 小学校費	674,980	10,433	685,413
	3 中学校費	460,798	△7,054	453,744
	4 小中一体校費	449,125	2,480	451,605
	6 社会教育費	679,060	3,665	682,725
	7 保健体育費	1,518,115	1,516	1,519,631
歳 出 合 計		51,328,572	2,363,128	53,691,700

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設建設事業	千円 141,520

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,831,230	592,509	11,423,739
15 国庫支出金	6,497,492	44,412	6,541,904
16 県支出金	3,069,536	△26,456	3,043,080
17 財産収入	61,705	426	62,131
18 寄附金	640,778	1,576,421	2,217,199
19 繰入金	7,880,923	175,816	8,056,739
歳入合計	51,328,572	2,363,128	53,691,700

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	247,892	1,807	249,699
2 総務費	6,419,077	2,305,163	8,724,240
3 民生費	14,828,865	△21,400	14,807,465
4 衛生費	4,362,842	52,990	4,415,832
5 労働費	193,668	△792	192,876
6 農林水産業費	1,117,670	6,688	1,124,358
7 商工費	2,247,237	△7,685	2,239,552
8 土木費	5,740,481	2,437	5,742,918
9 消防費	1,653,898	6,150	1,660,048
10 教育費	4,619,143	17,770	4,636,913
歳 出 合 計	51,328,572	2,363,128	53,691,700

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			1,807
		1,575,232	729,931
△26,506			5,106
44,412			8,578
			△792
50			6,638
			△7,685
		3	2,434
			6,150
		3,142	14,628
17,956		1,578,377	766,795

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 592,509千円：補正後の額 11,423,739千円）

1 項 地方交付税（補正額 592,509千円：補正後の額 11,423,739千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,831,230	592,509	11,423,739
計	10,831,230	592,509	11,423,739

1 5 款 国庫支出金（補正額 44,412千円：補正後の額 6,541,904千円）

1 項 国庫負担金（補正額 44,412千円：補正後の額 4,339,708千円）

2 衛生費国庫負担金	215,306	44,412	259,718
計	4,295,296	44,412	4,339,708

1 6 款 県支出金（補正額 △26,456千円：補正後の額 3,043,080千円）

2 項 県補助金（補正額 △26,456千円：補正後の額 1,061,034千円）

2 民生費県補助金	629,612	△26,506	603,106
4 農林水産業費県補助金	321,694	50	321,744
計	1,087,490	△26,456	1,061,034

1 7 款 財産収入（補正額 426千円：補正後の額 62,131千円）

1 項 財産運用収入（補正額 426千円：補正後の額 62,118千円）

2 利子及び配当金	7,513	426	7,939
計	61,692	426	62,118

1 8 款 寄附金（補正額 1,576,421千円：補正後の額 2,217,199千円）

1 項 寄附金（補正額 1,576,421千円：補正後の額 2,217,199千円）

1 総務費寄附金	636,897	1,573,276	2,210,173
----------	---------	-----------	-----------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 592,509	普通交付税	千円 592,509

1 保健衛生費負担金	44,412	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	44,412

1 社会福祉費補助金	△26,506	介護基盤整備事業費補助金	△26,506
3 水産業費補助金	50	水産業強化支援事業補助金	50

2 基金運用収入	426	財政調整基金収入	426

1 総務費寄附金	1,573,276	一般寄附金 ふるさと三条応援寄附金	30 1,572,246
----------	-----------	----------------------	-----------------

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金 1 7 款 財産収入 1 8 款 寄附金

18款 寄附金（補正額 1,576,421千円：補正後の額 2,217,199千円）

1項 寄附金（補正額 1,576,421千円：補正後の額 2,217,199千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 教育費寄附金	2,330	3,142	5,472
5 土木費寄附金	450	3	453
計	640,778	1,576,421	2,217,199

19款 繰入金（補正額 175,816千円：補正後の額 8,056,739千円）

1項 基金繰入金（補正額 174,286千円：補正後の額 8,055,209千円）

1 財政調整基金繰入金	7,737,883	174,286	7,912,169
計	7,880,923	174,286	8,055,209

19款 繰入金（補正額 175,816千円：補正後の額 8,056,739千円）

2項 特別会計繰入金（補正額 1,530千円：補正後の額 1,530千円）

1 下水道事業会計繰入金		1,530	1,530
計		1,530	1,530

節		金 額	説 明	
区 分				
		千円	三条市立大学運営寄附金	千円 1,000
1 教育費寄附金		3,142	教育振興寄附金	3,142
1 土木費寄附金		3	公園施設運営寄附金	3

1 財政調整基金 繰入金		174,286	財政調整基金繰入金	174,286

1 下水道事業会 計繰入金		1,530	下水道事業会計繰入金	1,530

18款 寄附金 19款 繰入金

3 歳 出

1 款 議会費（補正額 1,807千円：補正後の額 249,699千円）

1 項 議会費（補正額 1,807千円：補正後の額 249,699千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 247,892	千円 1,807	千円 249,699	千円	千円	千円	千円 1,807
計	247,892	1,807	249,699				1,807

2 款 総務費（補正額 2,305,163千円：補正後の額 8,724,240千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,309,745千円：補正後の額 8,076,980千円）

1 一般管理費	1,329,565	39,633	1,369,198			繰入金 1,530	38,103
5 財政調整基金費	641,282	1,572,702	2,213,984			財産収入 426 寄附金 1,572,276	
6 高等教育機関費	474,516	1,000	475,516			寄附金 1,000	
7 まちづくり推進費	2,283,197	696,410	2,979,607				696,410
計	5,767,235	2,309,745	8,076,980			1,575,232	734,513

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	131	010 職員人件費（人事課）	820
		2 一般職給	131
3 職員手当等	1,676	3 期末手当	254
		3 勤勉手当	435
		020 議会活動費（議会事務局）	987
		3 議員期末手当	987

1 報酬	△1,171	010 職員人件費（人事課）	39,633
		1 一般任用職員報酬	△1,171
2 給料	△3,167	2 一般職給	△3,512
		2 一般任用職員給	345
3 職員手当等	46,905	3 期末手当	△1,422
		3 勤勉手当	1,857
4 共済費	△2,934	3 退職手当	46,470
		4 共済組合負担金	△2,934
24 積立金	1,572,702	010 財政調整基金費（財務課）	1,572,702
		24 財政調整基金積立金	1,572,702
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	010 三条市立大学運営費（行政課）	1,000
		18 三条市立大学運営費交付金	1,000
7 報償費	434,006	110 ふるさと三条応援寄附金推進事業費（営業戦略室）	696,410
		7 報償品購入費	434,006
11 役務費	193,253	11 手数料	193,253
		12 運搬業務等委託料	55,055
12 委託料	69,151	12 証明書発行業務委託料	14,096

1 款 議会費 2 款 総務費

2 款 総務費（補正額 2,305,163千円：補正後の額 8,724,240千円）
 2 項 徴税費（補正額 △6,131千円：補正後の額 386,112千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	千円 297,664	千円 △10,751	千円 286,913	千円	千円	千円	千円 △10,751
2 賦課徴収費	94,409	4,620	99,029				4,620
計	392,243	△6,131	386,112				△6,131

2 款 総務費（補正額 2,305,163千円：補正後の額 8,724,240千円）
 3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 1,549千円：補正後の額 170,539千円）

1 戸籍住民基本台帳費	168,990	1,549	170,539				1,549
計	168,990	1,549	170,539				1,549

3 款 民生費（補正額 △21,400千円：補正後の額 14,807,465千円）
 1 項 社会福祉費（補正額 △26,957千円：補正後の額 7,030,709千円）

1 社会福祉総務費	1,256,524	△1,926	1,254,598				△1,926
2 国民年金事務費	16,491	162	16,653				162
4 老人福祉費	3,301,978	△25,193	3,276,785	△26,506 県支出金 △26,506			1,313
計	7,057,666	△26,957	7,030,709	△26,506			△451

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△5,685	010 職員人件費（人事課）	△10,751
		2 一般職給	△5,685
3 職員手当等	△1,988	3 期末手当	△1,590
		3 勤勉手当	△398
4 共済費	△3,078	4 共済組合負担金	△3,078
12 委託料	4,620	010 賦課事務費（税務課）	4,620
		12 賦課事務補助業務委託料	4,620

3 職員手当等	1,549	010 職員人件費（人事課）	1,549
		3 期末手当	507
		3 勤勉手当	1,042

2 給料	△726	010 職員人件費（人事課）	△1,926
		2 一般職給	△726
3 職員手当等	△590	3 期末手当	△428
		3 勤勉手当	△162
4 共済費	△610	4 共済組合負担金	△610
2 給料	162	010 職員人件費（人事課）	162
		2 一般職給	162
3 職員手当等	156	010 職員人件費（人事課）	156
		3 勤勉手当	156
18 負担金、補助及び交付金	△26,506	075 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課）	△26,506
		18 介護基盤整備事業費補助金	△26,506
27 繰出金	1,157	080 介護保険事業特別会計繰出金（高齢介護課）	1,157
		27 介護保険事業特別会計繰出金	1,157

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費（補正額 △21,400千円：補正後の額 14,807,465千円）
 2項 児童福祉費（補正額 4,931千円：補正後の額 6,828,707千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 683,259	千円 4,174	千円 687,433	千円	千円	千円	千円 4,174
4 特定教育・保育施設費	4,179,840	△79	4,179,761				△79
5 児童福祉施設費	319,029	836	319,865				836
計	6,823,776	4,931	6,828,707				4,931

3款 民生費（補正額 △21,400千円：補正後の額 14,807,465千円）
 3項 生活保護費（補正額 626千円：補正後の額 941,241千円）

1 生活保護総務費	74,115	626	74,741				626
計	940,615	626	941,241				626

4款 衛生費（補正額 52,990千円：補正後の額 4,415,832千円）
 1項 保健衛生費（補正額 47,614千円：補正後の額 2,777,360千円）

1 保健衛生総務費	645,847	3,202	649,049				3,202
2 予防費	854,367	44,412	898,779	44,412			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	1,729	010 職員人件費（人事課）	4,174
		1 一般任用職員報酬	1,729
2 給料	863	2 一般職給	863
		3 期末手当	164
3 職員手当等	1,582	3 勤勉手当	1,418
1 報酬	6,936	010 職員人件費（人事課）	△79
		1 一般任用職員報酬	3,007
2 給料	△1,018	1 パートタイム職員報酬	3,929
		2 一般職給	△2,249
3 職員手当等	△4,457	2 一般任用職員給	542
		2 パートタイム職員給	689
4 共済費	△1,540	3 期末手当	△2,992
		3 勤勉手当	△1,465
		4 共済組合負担金	△1,540
1 報酬	836	010 職員人件費（人事課）	836
		1 一般任用職員報酬	836

1 報酬	115	010 職員人件費（人事課）	626
		1 一般任用職員報酬	115
2 給料	305	2 一般職給	305
		3 期末手当	206
3 職員手当等	206		

1 報酬	3,202	010 職員人件費（人事課）	3,202
		1 パートタイム職員報酬	3,202
18 負担金、補助 及び交付金	44,412	025 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健康づくり課）	44,412
		18 予防接種事故救済給付負担金	44,412

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 52,990千円：補正後の額 4,415,832千円）

1 項 保健衛生費（補正額 47,614千円：補正後の額 2,777,360千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 44,412			
計	2,729,746	47,614	2,777,360	44,412			3,202

4 款 衛生費（補正額 52,990千円：補正後の額 4,415,832千円）

2 項 清掃費（補正額 5,376千円：補正後の額 1,638,472千円）

1 清掃総務費	59,711	5,376	65,087				5,376
計	1,633,096	5,376	1,638,472				5,376

5 款 労働費（補正額 △792千円：補正後の額 192,876千円）

1 項 労働諸費（補正額 △792千円：補正後の額 192,876千円）

2 労働諸費	161,760	△792	160,968				△792
計	193,668	△792	192,876				△792

6 款 農林水産業費（補正額 6,688千円：補正後の額 1,124,358千円）

1 項 農業費（補正額 6,638千円：補正後の額 1,053,796千円）

2 農業総務費	88,799	6,638	95,437				6,638
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 報酬	572	010 職員人件費（人事課）	5,376
		1 一般任用職員報酬	572
2 給料	2,799	2 一般職給	1,949
		2 一般任用職員給	850
3 職員手当等	1,486	3 期末手当	641
		3 勤勉手当	845
4 共済費	519	4 共済組合負担金	519

2 給料	△792	010 職員人件費（人事課）	△792
		2 一般職給	△792

1 報酬	961	010 職員人件費（人事課）	6,638
		1 一般任用職員報酬	269
2 給料	2,461	1 パートタイム職員報酬	692
		2 一般職給	2,461
3 職員手当等	2,420	3 期末手当	639
		3 勤勉手当	1,781
4 共済費	796	4 共済組合負担金	796

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費（補正額 6,688千円：補正後の額 1,124,358千円）
 1 項 農業費（補正額 6,638千円：補正後の額 1,053,796千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 1,047,158	千円 6,638	千円 1,053,796	千円	千円	千円	千円 6,638

6 款 農林水産業費（補正額 6,688千円：補正後の額 1,124,358千円）
 3 項 水産業費（補正額 50千円：補正後の額 649千円）

1 水産業振興費	599	50	649	50			
				県支出金			
				50			
計	599	50	649	50			

7 款 商工費（補正額 △7,685千円：補正後の額 2,239,552千円）
 1 項 商工費（補正額 △7,685千円：補正後の額 2,239,552千円）

1 商工総務費	196,565	△7,685	188,880				△7,685
計	2,247,237	△7,685	2,239,552				△7,685

8 款 土木費（補正額 2,437千円：補正後の額 5,742,918千円）
 1 項 土木管理費（補正額 555千円：補正後の額 581,252千円）

1 土木総務費	578,120	555	578,675				555
計	580,697	555	581,252				555

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

18 負担金、補助及び交付金	50	010 水産業振興費（農林課）……………	50
		18 水産業強化支援事業補助金	50

1 報酬	4,094	010 職員人件費（人事課）……………	△7,685
		1 一般任用職員報酬	2,851
2 給料	△5,814	1 パートタイム職員報酬	1,243
		2 一般職給	△5,814
3 職員手当等	△3,523	3 期末手当	△2,440
		3 勤勉手当	△1,083
4 共済費	△2,442	4 共済組合負担金	△2,442

1 報酬	2,019	010 職員人件費（人事課）……………	555
		1 一般任用職員給	141
3 職員手当等	△790	1 パートタイム職員報酬	1,878
		3 期末手当	△165
4 共済費	△674	3 勤勉手当	△625
		4 共済組合負担金	△674

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費（補正額 2,437千円：補正後の額 5,742,918千円）
 2項 道路橋梁費（補正額 244千円：補正後の額 2,463,457千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	千円 661,464	千円 244	千円 661,708	千円	千円	千円	千円 244
計	2,463,213	244	2,463,457				244

8款 土木費（補正額 2,437千円：補正後の額 5,742,918千円）
 4項 都市計画費（補正額 1,525千円：補正後の額 2,258,805千円）

1 都市計画総務費	47,962	236	48,198				236
3 公園費	101,247		101,247			寄附金 3 3	△3
6 荒町ポンプ場費	68,370	1,289	69,659				1,289
計	2,257,280	1,525	2,258,805			3	1,522

8款 土木費（補正額 2,437千円：補正後の額 5,742,918千円）
 5項 住宅費（補正額 113千円：補正後の額 121,916千円）

1 住宅管理費	121,803	113	121,916				113
計	121,803	113	121,916				113

9款 消防費（補正額 6,150千円：補正後の額 1,660,048千円）
 1項 消防費（補正額 6,150千円：補正後の額 1,660,048千円）

1 常備消防費	1,391,129	6,150	1,397,279				6,150
---------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説明	
区分	金額		
2 給料	千円 244	010 職員人件費（人事課） 2 一般職給	千円 244 244

2 給料	236	010 職員人件費（人事課） 2 一般職給	236 236
		財源更正	
2 給料	701	010 職員人件費（人事課） 2 一般任用職員給	1,289 568
3 職員手当等	588	2 パートタイム職員給 3 期末手当 3 勤勉手当	133 155 433

1 報酬	113	010 職員人件費（人事課） 1 一般任用職員報酬	113 113

2 給料	1,782	010 職員人件費（人事課） 2 一般職給	6,150 1,782
3 職員手当等	4,368	3 期末手当	1,643

8 款 土木費 9 款 消防費

9 款 消防費（補正額 6,150千円：補正後の額 1,660,048千円）

1 項 消防費（補正額 6,150千円：補正後の額 1,660,048千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,653,898	6,150	1,660,048				6,150

10 款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）

1 項 教育総務費（補正額 6,730千円：補正後の額 841,106千円）

2 事務局費	458,921	5,730	464,651				5,730
4 市立学校研修指導費	64,916	1,000	65,916				1,000
計	834,376	6,730	841,106				6,730

10 款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）

2 項 小学校費（補正額 10,433千円：補正後の額 685,413千円）

1 学校管理費	587,658	8,411	596,069				8,411
2 教育振興費	87,322	2,022	89,344			2,022 寄附金 2,022	
計	674,980	10,433	685,413			2,022	8,411

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		3 勤勉手当	2,725

1 報酬	585	010 職員人件費（人事課）	5,450
		1 パートタイム職員報酬	385
2 給料	1,445	2 一般職給	1,445
		3 期末手当	1,075
3 職員手当等	2,753	3 勤勉手当	1,678
		4 共済組合負担金	867
4 共済費	867	040 部活動地域移行推進事業費（学校教育課）	280
		1 地域クラブ活動推進委員会委員報酬	200
8 旅費	80	8 費用弁償	80
18 負担金、補助及び交付金	1,000	040 小・中学校各種大会助成費（学校教育課）	1,000
		18 小・中学校各種大会出場費補助金	1,000

2 給料	4,061	010 職員人件費（人事課）	8,411
		2 一般職給	5,627
3 職員手当等	3,327	2 一般任用職員給	△1,566
		3 期末手当	1,287
4 共済費	1,023	3 勤勉手当	2,040
		4 共済組合負担金	1,023
17 備品購入費	2,022	020 教育活動費（教育総務課）	850
		17 教材購入費	850
		030 教育用コンピュータ費（教育総務課）	1,172
		17 教材購入費	1,172

9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）
 3項 中学校費（補正額 △7,054千円：補正後の額 453,744千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 401,469	千円 △7,610	千円 393,859	千円	千円	千円	千円 △7,610
2 教育振興費	59,329	556	59,885			寄附金 556 556	
計	460,798	△7,054	453,744			556	△7,610

10款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）
 4項 小中一体校費（補正額 2,480千円：補正後の額 451,605千円）

1 学校管理費	342,427	1,916	344,343				1,916
2 教育振興費	106,698	564	107,262			寄附金 564 564	
計	449,125	2,480	451,605			564	1,916

10款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）
 6項 社会教育費（補正額 3,665千円：補正後の額 682,725千円）

1 社会教育総務費	153,021	3,665	156,686				3,665
計	679,060	3,665	682,725				3,665

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△4,143	010 職員人件費（人事課）	△7,610
		2 一般職給	△4,510
3 職員手当等	△2,404	2 一般任用職員給	367
		3 期末手当	△1,450
4 共済費	△1,063	3 勤勉手当	△954
		4 共済組合負担金	△1,063
17 備品購入費	556	020 教育活動費（教育総務課）	142
		17 教材購入費	142
		030 教育用コンピュータ費（教育総務課）	414
		17 教材購入費	414

2 給料	1,032	010 職員人件費（人事課）	1,916
		2 一般職給	765
3 職員手当等	884	2 一般任用職員給	267
		3 期末手当	407
		3 勤勉手当	477
17 備品購入費	564	020 教育活動費（教育総務課）	150
		17 教材購入費	150
		030 教育用コンピュータ費（教育総務課）	414
		17 教材購入費	414

1 報酬	3,665	010 職員人件費（人事課）	3,665
		1 一般任用職員報酬	1,569
		1 パートタイム職員報酬	2,096

10款 教育費

10款 教育費（補正額 17,770千円：補正後の額 4,636,913千円）

7項 保健体育費（補正額 1,516千円：補正後の額 1,519,631千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	千円 49,512	千円 1,516	千円 51,028	千円	千円	千円	千円 1,516
計	1,518,115	1,516	1,519,631				1,516

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	604	010 職員人件費（人事課）	1,516
		1 一般任用職員報酬	604
2 給料	317	2 一般職給	317
		3 期末手当	250
3 職員手当等	595	3 勤勉手当	345

10款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の 手当(千円)			計 (千円)	
補正後	長 等	3		27,996	8,647 (3.40)	48	36,691	5,309	42,000
	議 員	22	102,888		33,526 (3.40)		136,414	31,887	168,301
	その他の 特別職	2,838	183,231				183,231		183,231
	計	2,863	286,119	27,996	42,173	48	356,336	37,196	393,532
補正前	長 等	3		27,996	8,378 (3.30)	48	36,422	5,309	41,731
	議 員	22	102,888		32,539 (3.30)		135,427	31,887	167,314
	その他の 特別職	2,819	183,031				183,031		183,031
	計	2,844	285,919	27,996	40,917	48	354,880	37,196	392,076
比 較	長 等				269 (0.10)		269		269
	議 員				987 (0.10)		987		987
	その他の 特別職	19	200				200		200
	計	19	200		1,256		1,456		1,456

2 一般職

(1) 総括

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	686	2,451,888	1,458,813	3,910,701	819,973	4,730,674	
補正前	698	2,458,889	1,406,817	3,865,706	829,109	4,694,815	
比 較	△ 12	△ 7,001	51,996	44,995	△ 9,136	35,859	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
		補正後	75,968	48,876	36,777	552	507	150,373	
補正前		75,968	48,876	36,777	552	507	150,373		
比 較									
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)	
	補正後	20,158	58,154	43,041	540,118	437,819	46,470	1,458,813	
	補正前	20,158	58,154	43,041	545,137	427,274		1,406,817	
比 較				△ 5,019	10,545	46,470	51,996		

イ 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等(千円)		
補正後	845 (317)	1,147,144 (625,839)	71,630 (70,808)	241,052 (138,238)	1,459,826 (834,885)	
補正前	832 (310)	1,123,225 (615,345)	69,294 (69,294)	239,561 (136,302)	1,432,080 (820,941)	
比 較	13 (7)	23,919 (10,494)	2,336 (1,514)	1,491 (1,936)	27,746 (13,944)	

職員 手当等 の内訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	32,322 (15,043)	2,032 (2,032)	1,188 (1,188)		1,087 (1,087)	653 (653)	203,770 (118,235)	241,052 (138,238)
	補正前	32,322 (15,043)	2,032 (2,032)	1,188 (1,188)		1,087 (1,087)	653 (653)	202,279 (116,299)	239,561 (136,302)
	比 較							1,491 (1,936)	1,491 (1,936)

※2の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(1)イの表において、下段()書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の人数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 7,001	給与改定に伴う増減分	33,926		給与改定の状況 給料の改定率 1.28% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 40,927	人事異動、普通退職等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 698人 令和5年4月1日職員数 692人 令和5年11月1日職員数 686人
職員手当	51,996	制度改正に伴う増減分	10,545	勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	41,451	人事異動、普通退職等に伴うもの	

イ 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	10,494	給与改定に伴う増減分	19,519		給与改定の状況 報酬の改定率 5.37% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 9,025	育児休業等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 793人 令和5年4月1日職員数 806人 令和5年11月1日職員数 807人
給 料	1,514	給与改定に伴う増減分	5,394		給与改定の状況 給料の改定率 7.23% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 3,880	職員配置数の減、育児休業等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 39人 令和5年4月1日職員数 38人 令和5年11月1日職員数 38人
職員手当等	1,936	制度改正に伴う増減分	6,576	期末手当の改正に伴う増	支給率を改定
		その他の増減分	△ 4,640	育児休業等に伴うもの	

※(2)イの表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
令和5年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	280,738	301,035	318,552
	平均給与月額(円)	319,305	323,278	408,353
	平均年齢(歳)	41.10	55.08	42.00
令和5年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	276,862	299,895	314,464
	平均給与月額(円)	315,228	322,100	403,454
	平均年齢(歳)	41.10	55.08	42.00

イ 初任給

区 分		一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度			
					区分	行政職(一)(円)	行政職(二)(円)	公安職(一)(円)
改定後	高校卒	166,600	164,000	188,100	一般職	166,600	164,000	191,800
	大学卒	196,200		227,600	総合職 一般職	208,000 196,200		235,500 227,600
改定前	高校卒	154,600	151,900	174,500	一般職	154,600	151,900	178,000
	大学卒	185,200		214,900	総合職 一般職	198,500 185,200		223,100 214,900

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職			消防職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年11月1日 現在	7級	8	1.7				7級	1	0.7
	6級	28	5.9				6級	1	0.7
	5級	40	8.5	5級	12	19.3	5級	2	1.3
	4級	68	14.4	4級	35	56.5	4級	35	23.2
	3級	150	31.7	3級	15	24.2	3級	60	39.7
	2級	87	18.4	2級			2級	23	15.2
	1級	92	19.4	1級			1級	29	19.2
	計	473	100.0	計	62	100.0	計	151	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師	主事 技師	主任	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	消防職	
補 正 後	職 員 数(A) (人)	686	473	62	151	
	昇給に係る職員数(B) (人)	552	390	28	134	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1		1	
		2号給(人)				
		3号給(人)	50	48		2
		4号給(人)	501	342	27	132
比 率 (B)/(A) (%)	80.5	82.5	45.2	88.7		
補 正 前	職 員 数(A) (人)	698	484	63	151	
	昇給に係る職員数(B) (人)	560	397	29	134	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1		1	
		2号給(人)				
		3号給(人)	45	43		2
		4号給(人)	514	354	28	132
比 率 (B)/(A) (%)	80.2	82.0	46.0	88.7		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)			6月期末	12月期末	勤勉	
改定後	2.20	2.30	4.50	有	1.225	1.225	0.975	1.075
改定前	2.20	2.20	4.40	有	1.225	1.225	0.975	0.975
国の制度 (支給率等)	2.20	2.30	4.50	有	1.20	1.25	1.00	1.05

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
給料総額に対する比率(%)	0.0203	0.0002	0.2079	0.0030
支給対象職員の比率(%) (令和5年11月1日現在)	2.19	0.21	12.90	3.97
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃手当 救急救命手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通勤手当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高44,100円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高31,600円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和5年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度三条市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,553,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 800	千円 10	千円 810
	1 財産運用収入	800	10	810
7 繰越金		1	73,494	73,495
	1 繰越金	1	73,494	73,495
歳 入 合 計		8,479,900	73,504	8,553,404

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		千円 800	千円 34,647	千円 35,447
	1 基金積立金	800	34,647	35,447
6 諸支出金		11,033	38,857	49,890
	1 償還金及び還付加算金	11,033	38,857	49,890
歳 出 合 計		8,479,900	73,504	8,553,404

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 財産収入	千円 800	千円 10	千円 810
7 繰越金	1	73,494	73,495
歳入合計	8,479,900	73,504	8,553,404

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 基金積立金	800	34,647	35,447
6 諸支出金	11,033	38,857	49,890
歳 出 合 計	8,479,900	73,504	8,553,404

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		10	34,637
			38,857
		10	73,494

2 歳 入

5 款 財産収入（補正額 10千円：補正後の額 810千円）

1 項 財産運用収入（補正額 10千円：補正後の額 810千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金運用収入	千円 800	千円 10	千円 810
計	800	10	810

7 款 繰越金（補正額 73,494千円：補正後の額 73,495千円）

1 項 繰越金（補正額 73,494千円：補正後の額 73,495千円）

1 繰越金	1	73,494	73,495
計	1	73,494	73,495

節		金 額	説	明
区 分				
1 財政調整基金 収入	千円 10	財政調整基金収入	千円 10	

1 前年度繰越金	73,494	前年度繰越金	73,494	

3 歳 出

5 款 基金積立金（補正額 34,647千円：補正後の額 35,447千円）

1 項 基金積立金（補正額 34,647千円：補正後の額 35,447千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 財政調整基金積立金	千円 800	千円 34,647	千円 35,447	千円	千円	千円 10 財産収入 10	千円 34,637
計	800	34,647	35,447			10	34,637

6 款 諸支出金（補正額 38,857千円：補正後の額 49,890千円）

1 項 償還金及び還付加算金（補正額 38,857千円：補正後の額 49,890千円）

5 償還金	1	38,857	38,858				38,857
計	11,033	38,857	49,890				38,857

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	千円 34,647	010 財政調整基金積立金（健康づくり課）…………… 24 国民健康保険事業財政調整基金積立金	千円 34,647 34,647

22 償還金、利子 及び割引料	38,857	010 償還金（健康づくり課）…………… 22 償還金	38,857 38,857

令和5年度三条市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度三条市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,313千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,418,107千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,345,915	千円 1,156	千円 2,347,071
	2 国庫補助金	717,993	1,156	719,149
7 繰入金		1,610,099	1,157	1,611,256
	1 一般会計繰入金	1,518,061	1,157	1,519,218
歳 入 合 計		10,415,794	2,313	10,418,107

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 175,592	千円 2,313	千円 177,905
	1 総務管理費	103,115	2,313	105,428
歳 出 合 計		10,415,794	2,313	10,418,107

介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	2,345,915	1,156	2,347,071
7 繰入金	1,610,099	1,157	1,611,256
歳入合計	10,415,794	2,313	10,418,107

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 175,592	千円 2,313	千円 177,905
歳 出 合 計	10,415,794	2,313	10,418,107

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
1,156		1,157	
1,156		1,157	

2 歳 入

3 款 国庫支出金（補正額 1,156千円：補正後の額 2,347,071千円）

2 項 国庫補助金（補正額 1,156千円：補正後の額 719,149千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 介護保険事業費補助金		1,156	1,156
計	717,993	1,156	719,149

7 款 繰入金（補正額 1,157千円：補正後の額 1,611,256千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 1,157千円：補正後の額 1,519,218千円）

5 その他一般会計繰入金	175,033	1,157	176,190
計	1,518,061	1,157	1,519,218

節		金 額	説 明	
区 分				
1 介護保険事業 費補助金	千円 1,156	システム改修事業費補助金	千円 1,156	

2 事務費繰入金	1,157	事務費繰入金	1,157	

3 歳 出

1 款 総務費（補正額 2,313千円：補正後の額 177,905千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,313千円：補正後の額 105,428千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 103,114	千円 2,313	千円 105,427	千円 1,156 国庫支出金 1,156	千円 1,157 繰入金 1,157	千円	千円
計	103,115	2,313	105,428	1,156	1,157		

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 2,313	050 一般経費（高齢介護課）…………… 12 業務システム開発等委託料	千円 2,313 2,313

報第 1 号

専決処分報告について

今夏の高湿等の影響を受けた農業者に対する支援金の交付に要する経費の執行が急を要するため、令和5年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 5 年度三条市一般会計補正予算

令和 5 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 210,940 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,328,572 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 5 年 11 月 14 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 10,620,290	千円 210,940	千円 10,831,230
	1 地方交付税	10,620,290	210,940	10,831,230
歳入合計		51,117,632	210,940	51,328,572

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 906,730	千円 210,940	千円 1,117,670
	1 農業費	836,218	210,940	1,047,158
歳出合計		51,117,632	210,940	51,328,572

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,620,290	210,940	10,831,230
歳入合計	51,117,632	210,940	51,328,572

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 農林水産業費	906,730	210,940	1,117,670
歳 出 合 計	51,117,632	210,940	51,328,572

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			210,940
			210,940

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 210,940千円：補正後の額 10,831,230千円）

1 項 地方交付税（補正額 210,940千円：補正後の額 10,831,230千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,620,290	210,940	10,831,230
計	10,620,290	210,940	10,831,230

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 210,940	普通交付税	千円 210,940

1 1 款 地方交付税

3 歳 出

6 款 農林水産業費（補正額 210,940千円：補正後の額 1,117,670千円）
 1 項 農業費（補正額 210,940千円：補正後の額 1,047,158千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	千円 536,982	千円 210,940	千円 747,922	千円	千円	千円	千円 210,940
計	836,218	210,940	1,047,158				210,940

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 378	080 一般経費（農林課）	千円 210,940
12 委託料	262	11 通信料	378
18 負担金、補助 及び交付金	210,300	12 補助金等受付業務委託料	262
		18 高温被害対応緊急営農支援金	210,300

6 款 農林水産業費

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員山田彫子、目黒正雄、中村哲夫及び佐藤道春は、令和6年3月31日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和5年12月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	山 田 彫 子	
	目 黒 正 雄	
	中 村 哲 夫	
	佐 藤 道 春	

諮第 1 号参考

山 田 彫 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

目 黒 正 雄 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

中 村 哲 夫 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

佐 藤 道 春 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。